

学校いじめ防止基本方針

令和8年4月

四條躰市立くすのき小学校

はじめに

いじめは、絶対にやってはいけないことです。なぜなら、いじめは、心をひどく傷つけたり、体を危険にしたりして、その子が持っている「自分らしく幸せに生きる権利」を奪ってしまうからです。だから、いじめが起きない、だれもが安心できる学校生活にできるよう、日頃からみんなで気をつけなければいけません。もし、いじめが起きてしまったら、いじめを受けている子の気持ちを一番に考えて、すぐに解決できるように、みんなで協力して取り組みます。

令和7年4月、四條畷市のいじめ防止基本方針が新しく変わったことで、学校のいじめ防止基本方針も新しく変えました。この新しい決まりを使って、先生たちや保護者の方、地域みなさん、そして子どもたちみんなで力を合わせ、学校だけでなく、地域全体で、子どもたちが安心して毎日を過ごせるように、そして、元気に育っていけるようにしていきます。

第1 国が決めた「いじめをなくそう」という約束ごと

1 いじめとは

【法第2条】「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめとは、同じ学校やクラスの子どもたちが、ある子に対して嫌なことをしたり、傷つけたりすることです。例えば、「悪口を言ったり、からかったりする」「無視したり、仲間はずれにしたりする」「叩いたり、物を隠したりする」「インターネットで悪口を書いたり、嫌な写真を送ったりする」などです。そして、いじめを受けた子が「いじめられているな」「つらいな」「嫌だ」と思ったら、それはいじめになります。

【具体的ないじめの態様の例】

- ・冷やかしゃやかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等や嫌なことをされる 等

2 いじめの防止等のために実施するために行うこと

(1)学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、子どもたちが安心して学校生活を送れるように、いじめをなくすための大事な約束事を「いじめ防止基本方針」として決めています。

(2)いじめの起きないようにするための学校のチーム【校内いじめ対策委員会】

○「校内いじめ対策委員会」構成員

校長、教頭、教務、生活指導部長、担任、養護教諭、支援コーディネーター、校内教育支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

○校内いじめ対策委員会の主な取組と年間計画

月	主な内容	月	主な内容
4月	定例会①:基本方針の公表について	10月	
5月		11月	定例会③:生活アンケートの実施
6月	定例会②:生活アンケートの実施	12月	基本方針の見直し(案)
7月	いじめに関する教職員研修	1月	
8月	フォーマットによる記録の整理に関する分析	2月	定例会④:生活アンケートの実施
9月		3月	

*なお、いじめ事案が生じた際には、参加可能な委員による臨時会を開催する

(3)いじめが起きないようにするための取組

いじめは、どのクラス、どの学年、誰にでも起こる可能性があるものです。だから、先生たちは、みんなが安心して過ごせるように、いじめが起きないように日頃からいろいろな取組をしています。

○未然防止の主な取組

- ① 年間計画に基づき、各教科、道徳、特別活動等、学校の教育活動全体を通じて児童が自発的・主体的に自らを発達させていくことを尊重し、その過程を支えていく。
- ② 日々の教職員の児童へのあいさつ、声かけ、励まし、賞賛、対話及び個と集団への働きかけを大切にする。
- ③ 教師一人ひとりがわかりやすい授業を心がけ、児童に基礎基本の定着を図る。
- ④ ポジティブな行動をポジティブなアプローチで望ましい行動を支援する。
- ⑤ 携帯電話やインターネットを通じて行われるいじめ防止のため、情報モラル教育に取り組む。

(4)いじめがあったことを早くに知るための取組

いじめがあったことを早くに知り、対応していけるように先生たちみんなで取り組む。

- ① 日頃から子どもの様子を丁寧に見る。
- ② 信頼関係をつくる。
- ③ 子どもが示す変化を見逃さないよう情報収集に努める。
- ④ アンケート調査を、学期に1回など定期的に行う。
- ⑤ 先生と子どもとの面談の機会をつくり、いじめを訴えやすいようにする。

(5)いじめが起きたときにチームとして行うこと

学校の先生や、市役所の人、保護者の方など、大人たちが「いじめかな？」と思うことに気づいたり、誰かに「いじめられてる」と相談を受けたりしたら、すぐに学校に知らせたり、きちんとした対応をしたりしないといけない、と法律で決まっています。先生たちがいじめの発見や学校の外からの連絡を受けた場合には、できるだけ早く、先生たちが協力して対応します。

また、一番にいじめを受けた子を守り、いじめを行った子には「いじめは絶対にいけないことだ」とはっきりした態度で指導します。ただ叱るだけでなく、どうしてそんなことをしてしまったのか一緒に考えたり、いじめを受けた子に謝る機会を作ったりして、これからは正しい行動ができるように、先生たち、保護者の方や専門家の人たちとも協力して、しっかりと支えていきます。

(6)いじめの解消

「いじめが終えている」と言えるためには、少なくとも2つのことができていなければなりません。

① 嫌なことが3か月程度、起きていないこと

「悪口を言ったり、からかったりする」「無視したり、仲間はずれにしたりする」「叩いたり、物を隠したりする」「インターネットで悪口を書いたり、嫌な写真を送ったりする」などのことが起きていない状態です。おおよそ3か月をめやすに決めていきます。

ただし、ひどいいじめだった場合は、3か月よりも長い間、先生たちや周りの人たちで見守りを続けます。

② 悲しい気持ちや不安な気持ちがなくなっていること

いじめを受けた子が、悲しい気持ちや怖い気持ちで苦しんでいないことです。

先生は、いじめを受けた子やその保護者の方と話をし、「もう大丈夫」「嫌な気持ちはない」ということを一緒に確認します。

2つの決まりごとが守られて、いじめが「終わった」と判断されても、先生たちはそこで終わりにはしません。「いじめはまた起きるかもしれない」という気持ちをもって、いじめを受けた子も、いじめを行った子も、みんなが安心して学校生活を送れるように、見守りを続けます。

(7)いじめ防止のための年間計画

くすのき小学校 いじめ防止年間計画

	地域・保護者と連携した取組	未然防止のための取組	早期発見のための取組	早期対応・組織的対応のための取組
4月	入学式・始業式 家庭訪問	学級開き	前担任より引継ぎ	生活指導部会 職員会議
5月	授業参観	QU(学級集団状況調査)① (4～6年生)		生活指導部会
6月	学年交流会	宿泊学習(5年生) 非行防止教室 (5・6年生)	生活アンケート	生活指導部会 校内いじめ対策委員会

7月	個人懇談	夏休みの過ごし方	スマホアンケート	生活指導部会
8月		PBS 実践に向けた研修①		生活指導部会
9月		運動会の取り組み		生活指導部会
10月	運動会	修学旅行(6年生) PBS 実践に向けた研修② QU(学級集団状況調査)② (4~6年生)		生活指導部会
11月	授業参観 学年交流会 くすフェス		生活アンケート	生活指導部会 校内いじめ対策委員会
12月	個人懇談	冬休みの過ごし方		生活指導部会
1月	学年交流会	PBS 実践に向けた研修③		生活指導部会
2月	低学年参観 高学年参観		生活アンケート	生活指導部会 校内いじめ対策委員会
3月		春休みの過ごし方	小中引継ぎ	生活指導部会

3 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

法第28条

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○ いじめを受けた子やその保護者の方の話聞いて「重大な事態かもしれない」と思われたときは、先生たちはすぐに「重大事態」として、どうしてそうなってしまったのか、詳しく調べ始めます。

○ 法第1号について

「いじめのせいで、命に関わることや、心や体にひどいケガや病気が起きてしまったかもしれない」ということです。たとえば、次のようなことが起きた場合です。

- ・自殺しようとした：自分の命を大切にできないほどつらい気持ちになったとき。
- ・大きなケガをした：骨を折ったり、入院が必要なほどのケガをしたとき。
- ・大切なお金を全部取られてしまった：お小遣いや、貯めていたお金をひどく取られてしまったとき。
- ・心の病気になってしまった：精神的な病気になったり、毎日つらい気持ちになったりしたとき。

○ 法第2号について

「いじめのせいで、長い間(だいたい30日程度)学校に行きたくても行けなくなってしまったかもしれない」ということです。

欠席が30日より少ない場合でも、何日か連続して休んでいる場合には、学校の判断で詳しく調べ始める場合もあります。

(2) 重大事態について調べる目的

○「なぜ重大事態が起きてしまったのか」をしっかり調べて、二度と同じことが起きないようにするためです。次の2つのことを行います。

① いじめを受けた子の気持ちを助ける。

つらい気持ちになった子を助けたり、必要なサポートをしたりします。

② これから同じいじめが起きないようにする。

どうすればみんなが安心して過ごせるか、再発防止の対策を考えます。

○この調査は、誰が悪いかを定めるための裁判のようなものではありません。あくまでも、みんなが安全に過ごせるようにするためのものです。

(3)教育委員会又は学校による調査

国や市がつくった、いじめの問題を解決するための大事なルールややり方(いじめの法律、市や国の基本方針、国のガイドライン)をもとに、詳しく調べます。

また、新しくなったいじめの調査のやり方(令和 6 年 8 月に改訂されたガイドライン、ガイドラインチェックリスト)をよく理解して行います。

(4)報告の流れ

- 学校は、重大事態が発生したときには、すぐに教育委員会へ報告します。
- 教育委員会は、すぐに大阪府(大阪府教育庁)を通じて国(文部科学省)に報告します。

(5)調査の組織

- 法律上、教育委員会が行うか学校が行うかを、教育委員会が決めます。
- 学校が調べることになった場合は、校内いじめ対策委員会で行います。必要に応じて弁護士、医師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の人たちに入ってもらいます。専門家の人たちに入ってもらうのは、公平・公正に調べられるようにするためです。

(6)調査の実施

- 重大事態調査を行うこととなった後、すぐに説明・確認すること

①「なぜこの調査が始まったか」

どんな理由で、この調査が必要になったのかを説明します。

②「何のために調べるのか」

どうしてこんなことが起きてしまったのか、これからどうしたらいいのかを知るために調べます。

③「だれに調査してほしいか」

弁護士さんやお医者さんなど、チームに入ってほしい人がいるか確認します。

④「何を調べるのか」

どんなことを調べるのか、相談しながら決めていきます。

⑤ 「どうやって調べるのか」 お話を聞いたり、アンケートをとったり、どんな方法で調べるかを説明します。

⑥ 「連絡をとる人」 調査についていつでも相談できるように、担当の先生や連絡先を伝えます。

○ 調査をするチームのメンバーが全員決まった後、説明すること

① 「調査の理由と目的」 なぜ調べるのか、改めて説明します。

② 「チームのメンバー」 どんな先生や専門家がチームに入ったか、全員紹介します。

③ 「いつまで調べるのか」 調査がいつ始まって、いつごろ終わるか、おおよそのスケジュールを伝えます。

④ 「調べること」 どんなことを聞きたいか、どんな人に話を聞くか、詳しく説明します。

⑤ 「調査の方法」 アンケート用紙を見せたり、お話を聞くときのルールなどを説明します。

⑥ 「結果の報告」 調査が終わったら、どんなことがわかったのか、きちんと報告することを約束します。

⑦ 「調査のあとのこと」 調査が終わったあと、みんなが安心して学校生活を送れるように、どうするかを考えます。

○ 重大事態に関わりがある子やその保護者の方にも説明を行います。

(7) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた子とその保護者の方に伝えること

いじめがあったことを調べた後、学校は、いじめを受けた子とその保護者の方に、調べた結果をきちんと伝えます。このとき、いじめを行った子の名前や、知られたくない個人的なこと(プライバシー)は、大切に守ります。もし、説明を聞いたときに「○○について、まだ調べていない」「このことも調べてほしい」ということがあれば、いじめを受けた子やその保護者の方の気持ちを聞いて、もう一度、調べ直すことがあります。

② いじめを行った子とその保護者の方に伝えること

いじめを受けた子とその保護者の方に話した内容と同じように、いじめを行った子とその保護者の方にも、調べた結果をきちんと伝えます。みんなに同じことを説明することで、いじめをなくするための話し合いを進めやすくするためです。

③ 調べた結果をみんなに知らせること

いじめの調査が終わった後、その結果をみんなに知らせるかどうかは、とても慎重に考えます。いじめがどれくらいひどいものだったか、いじめを受けた子やその保護者の方がどう思っている

か、結果をみんなに知らせたときに、他の人たちがどう感じるか、こうしたことを全部考えて、本当に知らせる必要があるときにだけ、伝えることとなります。このルールは、いじめの問題を解決するために、みんなの気持ちやプライバシーを大切にしながら、進めていくための約束です。

(8)いじめの調査が終わった後の対応

① いじめを受けた子を助ける

いじめが原因で学校に行けなくなってしまった子がいたら、その子がまた勉強を続けられるように、学校の先生だけでなく、保護者や、スクールカウンセラー(心の専門家)など、みんなで協力してその子に合ったサポートをします。たとえば、家で勉強できるようにしたり、安心して学校に戻れるようにしたりします。

② いじめを行った子と向き合う

いじめを行った子に対しては、ただ叱るだけでなく、どうしてそんなことをしてしまったのか、一緒に考えます。いじめは法律でどう考えられているか説明したり、その子の悩みや家庭の様子も理解しようとしています。そして、いじめを二度としないよう、成長するお手伝いをします。

もしその子が特別な助けを必要としている場合は、スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカー(お家や生活のことで困ったときに助けてくれる人)などが、専門的なサポートをします。

③ 二度と同じことが起きないようにする

いじめが起きてしまった原因や、どうすれば防げたかを書いた「調査報告書」を、学校の先生たちで確認します。そして、もう二度と同じことが起きないように、学校全体で話し合い、いじめを早く見つけられる方法や、先生たちがチームになって対応する方法を考え、実行していきます。これは、一度きりではなく、ずっと続けていく大切なことです。

④ 教育委員会が学校をサポートする

いじめが起きたことについて調べた人たち(教育委員会など)は、学校に行って、どういう問題があったのかを説明します。そして、「ここを直したほうがいいよ」と具体的にアドバイスし、学校がもっと良い対応ができるように一緒に考えます。

(9)ふだんからいじめを防ぐための学校の準備

この文章には、先生たちみんなでいじめをなくすために、いつもやっていることが書いてあります。

① 先生たちみんなのお勉強とチーム作り

○先生たちみんなでルールを知る

「いじめをなくすための大事なルール(学校の基本方針)」や、国や市が決めたもっと大事なルールを、学校の先生みんなが知っているようにします。新しい学年が始まる時などに、先生たちの会議の時間で、必ずこのルールを確認します。

○いじめに早く気づいて助ける

学校の先生全員が、ルール(基本方針)のとおり動きます。「いじめじゃないかな？」と少しでも思ったら、すぐに対応できるようにします。

○大事なチーム(校内いじめ対策委員会)の会議をする

それぞれの学校で、「いじめをなくすための 1 年間の予定」の中に、チームの会議をいつ開くかを決めます。このチームが、「大変なことが起こるのを止める(重大事態を防ぐ)」大事な役割を持っていることを、先生みんなで確認します。

② いじめの記録をきちんと残すこと

○記録をしっかり残しておく

大事なチーム(校内いじめ対策委員会)で会議をしたときの記録や、いじめを受けた子やいじめを行った子を助けたり指導したりしたときの記録を、学校は必ず作ります。記録には、「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「何を」「どうしたか」などが、はっきりわかるようにします。

○記録のやり方を合わせる

たくさんの情報をわかりやすく、なくさないようにするために、記録を書くときのきまりを学校で決めています。

③ 困ったときの準備

○保護者の方とすぐに協力できるようにする

いじめがあったときに、保護者の方と学校が同じ考えで助けられるよう、すぐに会議を開けるように準備しておきます。

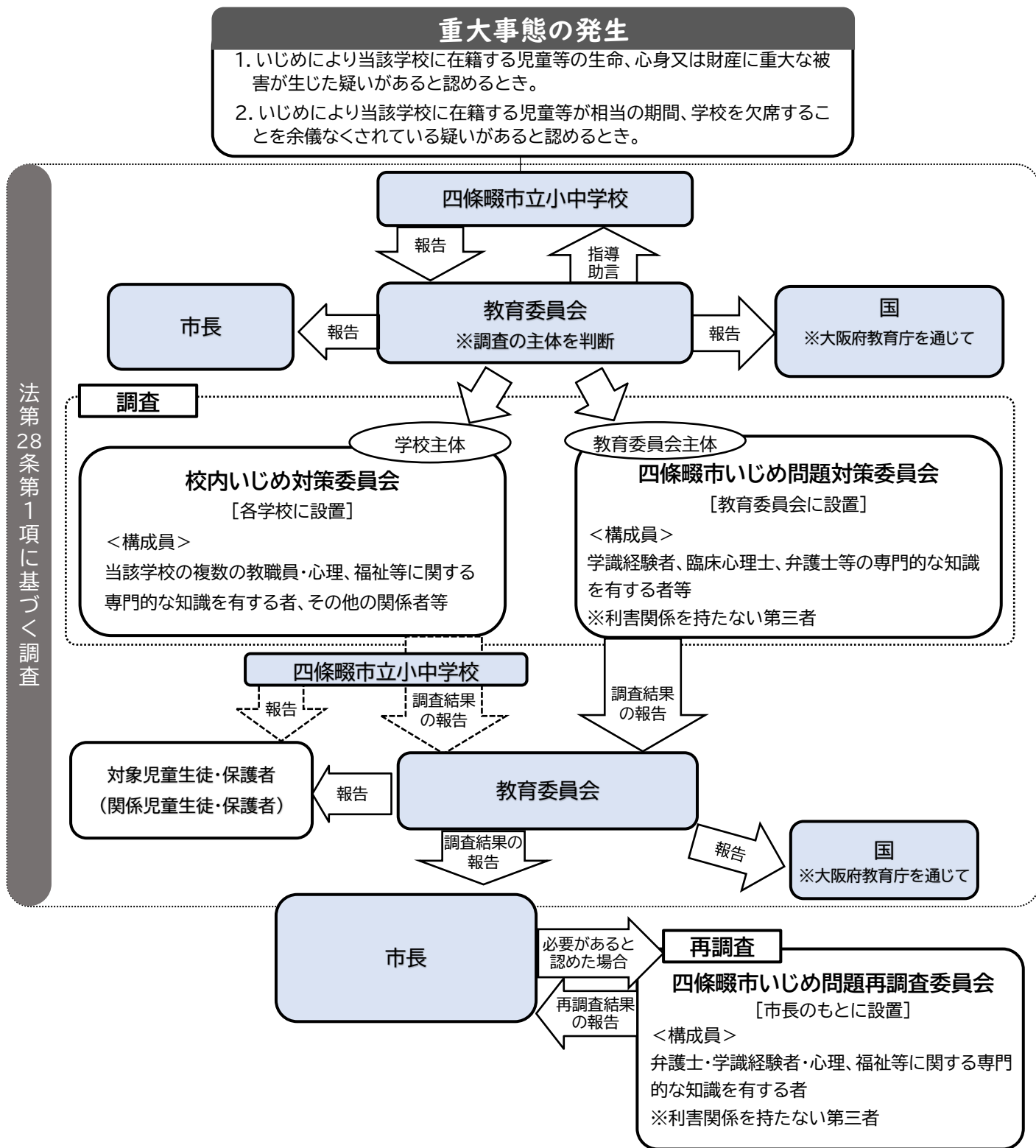
○警察に相談するときのルールを決めておく

いじめが「ひどいこと(犯罪)」にあたるかもしれないと思ったら、警察に相談したり、連絡したりすることを、学校のルール(基本方針)に書いて、あらかじめお家の人にも伝えておきます。

(10)重大事態発生時の対応

①基本フロー

※法…いじめ防止対策推進法



法第28条第1項に基づく調査

※再調査結果を取りまとめた後に、対象児童生徒・保護者(関係児童生徒・保護者)に報告を行う。

②段階ごとの対応内容

※ガイドライン、チェックリストを確認しながら対応

発生時	発生の報告	①学校から教育委員会へ報告 ②教育委員会から市長(担当部局含む)に報告 ③教育委員会から大阪府教育庁を通じて国(文部科学省)に報告
	基本調査の実施	①学校は校内いじめ対策委員会で対応を検討 ②学校は対象児童生徒・保護者に寄り添い、事案確認のための基本調査を実施 ③学校長は、必要に応じて警察に相談・通報
調査	対象児童生徒・保護者への説明	調査主体から対象児童生徒・保護者に重大事態調査に関する目的説明、意向・調査事項の確認 重大事態に対処し、同種の事態の発生防止に資するための調査であり、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではないことなどを説明
	調査主体の決定・設置	①教育委員会が調査主体(教育委員会または学校)を決定 ②調査組織の設置 個別の重大事態の状況に応じて調査組織の検討を踏まえ、いじめ問題対策連絡協議会等条例や関連規則に基づき重大事態の調査委員会を設置する。 (a)学校主体調査の場合「校内いじめ対策委員会」を調査組織とする。 (b)教育委員会主体調査の場合「いじめ問題対策委員会」を調査組織とする。
	対象児童生徒・保護者への説明	調査主体は調査を行う体制が整った段階で、対象児童生徒・保護者に対し重大事態調査に関する説明を実施
	調査の実施	調査主体による調査の実施
	対象児童生徒・保護者への報告	①学校主体調査は学校長から教育委員会主体調査は教育委員会から調査結果を報告 ②市長の報告に際し所見書を併せて提出できることを説明
報告	調査結果の報告	①教育委員会から市長に調査結果を報告。市長は、再調査の必要性について判断 ②教育委員会から大阪府教育庁を通じて国(文部科学省)へ報告

学校及び教育委員会は、支援・対応等を行い、再発防止に取り組む

○市長が再調査の必要性を認めた場合

再調査	対象児童生徒・保護者への説明	担当部局から対象児童生徒・保護者に再調査に関する説明、意向の確認
	再調査開始報告	教育委員会から大阪府教育庁を通じて国(文部科学省)へ再調査の開始報告
	再調査委員会の設置	公平性・中立性を確保するために調査委員は第三者とし、事案に応じて法律、医療、心理、福祉等の専門家で構成する調査組織とする。
	対象児童生徒・保護者への説明	調査を行う体制が整った段階で、対象児童生徒・保護者に対し再調査に関する説明
報告	再調査の実施	再調査委員会による調査の実施
	対象児童生徒・保護者への報告	再調査結果の報告
	再調査結果の報告	①再調査委員会から市長に報告 ②市長は、再調査の結果を議会に報告 ③教育委員会から大阪府教育庁を通じて国(文部科学省)へ報告書を提供

市・教育委員会及び学校は、重大事態への対処、同種の事態発生の防止のための必要な措置を講じる